

# 特別養護老人ホーム 豊幸の郷石井 \* サービス料金表 \*

Ver.240601

\* 施設入所利用料金(日額) \* 介護報酬単価\*一単位=10.27円 令和6年6月1日現在

\* 施設・ショート共に介護保険負担割合が2又は3割の方は、以下各表の2の金額が2又は3倍になります。

(福祉施設Ⅰ・Ⅱ)	個室(従来型)					多床室					
	要介護度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1. 介護保険給付サービスの利用料	7,517円	8,339円	9,191円	10,013円	10,814円	7,517円	8,339円	9,191円	10,013円	10,814円	
2. 上記における利用者自己負担額(1割)	752円	834円	920円	1,002円	1,082円	752円	834円	920円	1,002円	1,082円	
3. 食費(1日単位)	1,800円					1,800円					
4. 居住費	1,171円					855円					
5. 自己負担額合計(2+3+4)	3,723円	3,805円	3,891円	3,973円	4,053円	3,407円	3,489円	3,575円	3,657円	3,737円	

\*1.については、日常生活継続維持加算(36単位)、夜勤職員配置加算Ⅰ(13単位)、看護職員体制加算Ⅰ(4単位)、介護職員等処遇改善加算Ⅰ(施設サービス費総単位数の14.0%)が含まれています。

\*上記加算以外にも、サービス提供内容に応じて、介護保険法に基づいた加算がされることがあります。

\*3. 4.については住民税非課税者(世帯)を対象とした減額制度がございます。介護保険者の発行する認定証(介護保険負担限度額認定証)のご提示があれば、認定内容に応じて下表のような自己負担額となります。

\*上記の他、任意で貴重品管理サービス(80円/日)もございます。

\* ショートステイ利用料金(日額) \* 介護報酬単価\*一単位=10.33円

(併設短期生活Ⅱ)	個室(従来型)					多床室					
	要介護度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1. 介護保険給付サービスの利用料	7,323円	8,140円	8,997円	9,823円	10,629円	7,323円	8,140円	8,997円	9,823円	10,629円	
2. 上記における利用者自己負担額(1割)	733円	814円	900円	983円	1,063円	733円	814円	900円	983円	1,063円	
3. 食費(1日合計)	1,800円					1,800円					
4. 滞在費	1,171円					855円					
5. 自己負担額合計(2+3+4)	3,704円	3,785円	3,871円	3,954円	4,034円	3,388円	3,469円	3,555円	3,638円	3,718円	

(併設予防短期生活Ⅱ)	個室(従来型)			多床室		
	要介護度	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	
1. 介護保険給付サービスの利用料	5,381円	6,673円		5,381円	6,673円	
2. 上記における利用者自己負担額(1割)	539円	668円		539円	668円	
3. 食費(1日合計)	1,800円			1,800円		
4. 滞在費	1,171円			855円		
5. 自己負担額合計(2+3+4)	3,510円	3,639円		3,194円	3,323円	

\*1.については、サービス提供体制強化加算Ⅲ(6単位)、介護職員等処遇改善加算Ⅰ(施設サービス費総単位数の14.0%)が含まれています。また、要介護①～⑤の方は、夜勤職員配置加算Ⅰ(13単位)も含まれています。

\*3. 4.については住民税非課税者(世帯)を対象とした減額制度がございます。介護保険者の発行する認定証(介護保険負担限度額認定証)のご提示があれば、認定内容に応じて下表のような自己負担額となります。

\*実態に応じて送迎加算(片道184単位)が加算されます。

\*上記加算以外にも、サービス提供内容に応じて、介護保険法に基づいた加算がされることがあります。

\*要支援1・2の方は介護予防サービス、それ以外の方は介護サービスでのお取り扱いとなります。

\* 所得段階ごとの利用者負担限度額(単位:円/日) ショートステイ(SS)においては居住費を滞在費と置き換えて下さい。

○利用者負担第一段階

	居住費	食費
個室	¥320	¥300
多床室	¥0	

○利用者負担第二段階

	居住費	食費	SS食費
個室	¥420	¥390	¥600
多床室	¥370		

○利用者負担第三段階①,②

	居住費	食費	SS食費
個室	¥820	①¥650	①¥1,000
多床室	¥370	②¥1,360	②¥1,300

・生活保護受給者

・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税  
 ・本人の年金収入額(非課税年金も含む)+その他の合計所得金額が年額80万円以下  
 ・預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下

・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税  
 ・本人の年金収入額(非課税年金も含む)+その他の合計所得金額が年額①【80万円越120万円以下】②【120万円越】  
 ・預貯金等の合計が①【550万円(夫婦は1,550万円)】②【500万円(夫婦は1,500万円)】以下

減額対象とならない方=第一、第二、第三段階のいずれにも該当しない方(第四段階以上の方)

\*認定を受けていても、介護保険負担限度額認定証のご提示が無い場合は、減額の対象とはなりませんので、ご注意ください。